

環自野発第 2209224 号
令和 4 年 9 月 22 日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、死亡野鳥及びガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき協力及び関係機関への周知をよろしくお願いいたします。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担当者名：庄司、兼松

TEL：03-5521-8285

Mail：AKANE_SHOJI@env.go.jp

KENTO_KANEMATSU@env.go.jp

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局 野生生物課長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

鳥獣保護管理行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下、「対応技術マニュアル」という。)を踏まえ、下記の事項についての取組を実施願います。

また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応していただきますよう、よろしく願います。

記

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査(死亡野鳥等調査(通年)、糞便採取調査(主に 10 月～12 月))を適切に実施すること。

死亡野鳥等調査にあたっては、海外において高病原性鳥インフルエンザによるカモメ類の大量死がみられていることを踏まえ、今シーズンはカモメ類において高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合、1羽の回収であっても必要に応じて検査を検討すること。

なお、送付いただいた検体より得られたデータについては、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生状況の分析に使用するほか、環境省が必要と認めた調査研究に検体等を使用させていただくことがあるため、ご承知おきください。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

4. 感染予防対策について

鳥インフルエンザは、海外においては家きんと濃厚接触が原因と考えられる人への感染事例が報告されている。日本においては家きんも含め鳥から人への感染は確認されていないが、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 庄司、兼松

TEL : 03-5521-8285

Mail : AKANE_SHOJI@env.go.jp

KENTO_KANEMATSU@env.go.jp